

# 三重県社会福祉審議会委員を募集します

三重県では、県民のみなさまのご意見を福祉施策に反映するための審議機関として、三重県社会福祉審議会を設置しています。

このたび、令和8年7月1日からの新しい審議会委員を公募します。

三重県の社会福祉のあり方を、ご自身の経験や知見に基づき、行政、社会福祉関係者、学識経験者などとともに協議いただける方のご応募をお待ちしています。

**1 応募資格** 三重県内に在住、通勤又は通学している人で、令和8年7月1日時点で満18歳以上の方。

ただし、以下いずれかに該当する方は対象外とさせていただきます。

- ・ 県職員（退職した者を含む。）
- ・ 県が設置する附属機関（法律又は条例により設置するもの）への就任が4機関を超える方（当審議会を含む）
- ・ 当審議会の委員として、令和8年7月1日時点で通算2期6年を務めた経験のある方

**2 募集人員** 若干名

**3 委員の任期** 令和8年7月1日から令和11年6月30日まで（3年間）  
※在任期間は、特別な事情がある場合を除き、原則2期6年まで（通算）

**4 委員の役割** 三重県社会福祉審議会（年1～2回開催）にご出席いただき、意見を述べていただきます。

また、同審議会の下部組織である専門分科会（民生委員審査、身体障害者福祉、児童福祉及び高齢者福祉）に所属する場合は、分科会の会議（年1～3回）にもご出席いただきます。

※専門分科会への所属は、委員候補者のご希望や適性により県から依頼いたします。

- ・ 会議は原則として平日昼間に開催（約2時間程度）します。
- ・ 報酬及び旅費については、県の規定に基づいて支給します。
- ・ 会議は公開で開催します。
- ・ 託児、点字翻訳、手話通訳、介助等が必要な場合はできる限り対応いたします。

5 応募方法 以下の提出資料を「8 応募先及び問い合わせ先」へ電子メール、郵送、持参のいずれかの方法で提出してください。

なお、提出された資料は返却いたしませんので、ご了承ください。

【提出資料】

○必要事項記入済の応募書（県が定める様式）

○次のテーマに関する作文（800字程度、様式は応募書に付属の用紙を使用してください。拡大コピーなどサイズを変更していただいてもかまいません。）

テーマ：次のいずれかを選択

1. 社会福祉全般
2. 児童福祉
3. 高齢者福祉
4. 身体障がい者福祉
5. 知的障がい者福祉

6 応募書の入手先 県庁2階子ども・福祉部子ども・福祉総務課、各福祉事務所、各地域防災総合事務所・地域活性化局、三重県社会福祉協議会等で配布しています。

また、下記ホームページからも入手できます。

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0323000092.htm>

7 公募期間 令和8年4月30日（木）から5月22日（金）（必着）

8 応募先及び問い合わせ先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県子ども・福祉部子ども・福祉総務課

（担当：田中、石田）

TEL：059-224-2305

FAX：059-224-3406

E-mail：kfsoumu@pref.mie.lg.jp

【受付時間】

平日 8時30分から17時15分

9 結果の発表 選考会議での選考を経て、6月下旬までに結果を通知（郵送）します。